

会 議 録（要約版）

会議の名称	令和3年度 第1回 益城町行政改革推進委員会
開催日時	令和3年5月7日（金） 午前10時から午後0時15分まで
開催場所	益城町役場仮設庁舎2階 応接室
出席者	稲田忠則委員、井田貴志委員、坂井博文委員、戸塚誠司委員、 森本光博委員、西橋幸子委員、中村 哲委員 事務局：山内企画財政課長、中村行政改革係長、中桐行政改革係参事
欠席者	小葉武史委員
議事	(1) 書面規制、押印等の見直し指針について (2) 第4次行政改革大綱個別取組検証結果について (3) 第5次行政改革大綱前段部分について (4) 第5次行政改革大綱重点取組事項について (5) その他
会議資料の名称及び内容	○会次第 ○益城町行政改革推進委員会委員名簿 ○書面規制、押印等の見直し指針（資料①） ○第4次行政改革大綱個別取組検証結果表（資料②） ○第5次行政改革大綱前段部分（資料③） ○第5次益城町行政改革大綱の体系図（資料④） ○第5次行政改革大綱改革目標別個別取組一覧表（資料⑤） ○参考資料 「震度7×2からの復興」
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言書の発言内容の要約 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1 開会</p> <p>2 交代委員の紹介</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 書面規制、押印等の見直し指針について</p> <p style="padding-left: 2em;">《事務局から資料に基づいて説明》</p> <p>(委員) この指針のスケジュールが決まっていたら教えてください。</p> <p>(事務局) 正式なスケジュールが決まっているわけではございません。今のところ検討段階です。対象には条例等がございますので、まずこちらの改正をかけなければいけないという状況にありますので、総務課の行政係が主体となって一覧表を作成している段階です。ただこの指針の中で電子申請につきましては、すでに取り掛かっている分がございます。新型コロナウイルス感染症に係る地方創生臨時交付金を活用したもので、昨年度は地域通貨「ましポ」を実施しておりますし、本年度は大学生等の応援給付金事業の申請を町</p>	

のホームページから電子申請をしてもらおうという形で昨日(5/6)から開始しています。その他には、子育て支援関係で「ぴったりサービス」という国の電子申請を活用した子育て関係の申請を先行的に実施できないかということで検討に入っております。

(会長) 洗い出した一覧表等を本委員会にも出していただきたいと思います。

(委員) マイナンバーカードですけれど、益城町住民の取得率はどれくらいですか、わかっているら教えてください。将来的にはマイナンバーカードは全員の取得が必要だと思いますので、常に町民の皆様を取得に関する情報発信をしていただきたいと思います。

(事務局) 町民のマイナンバーカードの取得率につきましては、3割程度です。マイナポイント事業が4月末までにカード取得の申請をされた人につきましては、マイナポイント事業が9月末まで延長されましたので、4月末まではある程度伸びがございました。しかし、今後は、マイナポイント事業がなくなることによってカード取得の伸びが鈍ることが予想されますので、マイナンバーカード取得の啓発を担当課と連携していろいろな媒体を活用して行っていきたいと考えております。

(会長) 日本は自署と押印で本人確認をしていますが、アメリカではサインのみです。私もいろんな手続きをする時に単に記名であれば、今はパソコンソフトがいいのがあるので、すぐにできます。そうすると自署の必要はないわけです。しかし、役場での申請は自署ですよ。ただ、本人確認はマイナンバーカードで行うという方向性を町が決めれば、町民からすればマイナンバーカードがなければ手続きができないだろうということになりカード取得は進むと思います。本人確認のベースをどこに置くかだと思います。

(委員) 指針の対象の2つ目の「国や県の法令等に定めのある行政手続で、その一部が町に委任等され、町独自で見直しが可能なもの」とありますが、具体的にどういったものがありますか。それと、3ページ目の押印も署名も不要なものの中の②履歴書と住所変更届について押印も署名も不要となっていますが、これは記名ということだと思いますが、ただ履歴書と住所変更届となると重要性があると思いますので、これは本人確認を合わせた形で行うのか。次に内部手続きの見直しの中で、出勤の管理については電子化されているのか、確認させていただきたいと思います。

(事務局) ご質問の「国や県の法令等に定めのある行政手続で、その一部が町に委任等され、町独自で見直しが可能なもの」につきましては、該当があるか不明ですが、権限移譲等で特別的にあるかもしれませんので、各課へ調査をお願いしたいと思います。次のご質問の履歴書と住所変更届につきましては、場合によっては本人確認の必要が出てくるかもしれません。職員採用等に伴う履歴書や役場内部の手続きの住所変更届については押印は必要ないと考えておりますが、各課において本人確認が必要だというケースがあるかもしれませんので、その場合は、除外するという形になると思います。3つ目の出勤の取り扱いにつきましては、現在はタイムカードの管理で、電子化はされてはいません。これは時間外勤務体制にも関係すると思いますが、職員は全員パソコンを持っている状況ですので、例えばパソコンの立ち上げ、終了時間で管理することも可能であると思っ

ております。

(会長) 大学でも本年度から、振休・代休には印鑑がいらなくなりました。すぐにできることは、すぐに行うべきだと思います。

(委員) マイナンバーカードによって手続きができるようになるとすれば、スマホやパソコン、写真撮影機でも簡単にカードを作れることも周知することも必要だと思います。それから電子申請ですけれど、よろず申請という方法が以前から県がやっていると思いますが、これは並行して行っていかれるのでしょうか。その利用状況が分かれば教えてください。あと、去年から押印廃止については、国の方から言われていて、多分住民の方はほとんどの書類はもう印鑑は必要ないんじゃないかと思ってらっしゃる方もおられると思うんです。しかし、役場に来たら印鑑がいりますよということもあると思いますので、条例等改正に合わせて、やはり住民の方への優しい周知を徹底していただけたらと思います。

(事務局) マイナンバーカードの取得につきましては、昨年末、国の方からQRコード付きの申請書が、カードを取得していないすべての方に随時送られていると思いますので、それを利用して申請された方もかなりおられたと思います。次によろず申請につきましては、現在は県内のどの自治体もよろず申請を利用した電子申請を行っている状況です。本町としましても今年度から子育ての部分でよろず申請を使った電子申請を行う予定です。今後は、よろず申請を利用してできる業務を各課でできるだけ早く整理をして取り組んでいきたいと考えています。

(委員) これは提案ですけれど、1 ページ目の書面規制のところですが、今から各課において見直しをされていくと思いますが、最初に行うときはなかなか実務的には厳しいところがあるとは思いますが、そこは思い切ってやっていただけたらと思っております。次に3 ページ目の電子手続きを行う上での1番のメリットというのは、手軽ですということもありますが、特に庁内の手続きに関して言うと、情報を再利用できるということだと思います。なので、毎回毎回同じ内容を皆さんがパソコンで打って申請するということでは手間がかかりますので、情報の再利用に積極的に取り組んでいただければと思います。これは離れた話にはなるんですが、あとはオープンデータ化ということで、表に出せる情報を電子化するなど進めていただけたら、いろんなところに繋がっていくと思いますので進めていただけたらと思います。

(会長) 今、委員が言われたことにつきましては、今後自治体が進めていく上で、頭の片隅にも入れておられた方が良くと思います。データベース化して情報を取り出せるというのは最大のメリットだと思いますので、やはり今のコロナ対策も一緒ですけれどメリット、デメリットの双方を情報発信するということが必要だと思いますので、その点もよろしく願います。

(2) 第4次行革大綱個別取組検証結果について

《事務局から資料に基づいて説明》

(会長) よく自治体で実施が何%と数値を出しますが、予算ベースなのか、それとも事業は終わったんだけども効果を担当課がこの程度とみているのか、その辺がよく分からないので教えていただければと思います。

(事務局) 検証結果は予算ベースではございません。あくまでも担当課の判断によるものです。

(委員) 検証結果を今後どのように活用されるのか、着手できなかったものは継続するのか、効果が十分でなかったものについては次も継続していくのか、また完了したものはこれで十分だからということで定着したということになるのか、この辺の取り扱いはどうなるのか教えてください。次に1番最初に書いてあります震災、法改正により取組がなくなったもので、震災によって取組がなくなったものとはどれなのか教えてください。それと完了したものの中には、結果としてどうだということですが、完了はしたけれど当初思った方向で完了したのか、180度違う方向に行って完了したのか、特に土地開発公社のあり方のように当初の思惑が結果として途中経過の状況によって動いたのがあるのではないかというのが気になります。当初の思惑と震災があってその後の考えが変わったというそういった経緯というか経過というかそういったところもちゃんと検証すべきだと思いますが、どうでしょうか。

(事務局) まず震災によって不十分であった分の取り扱いについては、PTにおいて今後継続して実施していくのか、あるいは継続の必要がないというような判断をしております。次に震災によって取組がなくなったものについては、男女共同参画センターの役割等明確化です。これは、男女共同参画センター、中央公民館、地域ふれあい交流館の3つの施設を複合施設として整備する話が現在進んでいますので、男女共同参画センター単体の役割ではなくなったということがございます。しかし、複合施設の中で違う項目として役割は出てくると思っております。あと完了したもののなかで、委員が言われる土地開発公社のように、当初の目的は廃止の方向でしたが、震災を受けて活躍をしているものもあります。このように当初の思惑から動いたものはあります。震災を受けて当初の目的が変わってきているという状況で、当初の目的の方ではなくなったということがございますし、新たに違う目的が出てくる可能性もあるということがございます。

(会長) こういう検証結果の場合は、担当課の主観的判断ですので、行革大綱に基づいた取組結果が、住民にとってどの程度貢献したのか、そこまでの評価を入れて欲しいと思います。結果として益城町民にとって改革がプラスになったのか、そこまでの評価がないとPDC Aができていない。今回の検証は、PDCで終わっており、Aに繋がっていない。Aに繋がるには、担当課が取り組んだ結果がどう住民に寄与したのか、その評価が正しいのか審議して新たなPへ行くわけです。ですからできれば担当課もAまで行って欲しい。自分たちがしたことが住民に対してどの程度この行革が寄与したのかその分までできれば、少

なくとも事務局は資料として持つておかないと、第 5 次行革を作っても単発で終わってしまいます。つまり、内部評価だけで終わっているのも、担当課の思いだけ、自分たちは大綱に従ってこうしました、で 7 割程度終わっています、しかし行革大綱は住民に対して行うわけですから、もちろん内部に対して行っている分もございますが、いずれにしても住民にどの程度還元できたのかといったところまでを加えていただければ、自らに厳しい自治体になるのではないかと思います。

(事務局) 確かに会長が言われている通りだと思います。実は本町も震災前までは行政評価、事務事業評価を行っておりました。しかし、震災によってストップしてしまいました。しかし第 5 次行革大綱においては行政評価システムの再開を重点取組事項に入れておりますので、PDCAサイクルをまわすということで、毎年検証することができると思っております。第 4 次行革大綱においては、震災によってシステムがまわらなかったということでございます。

(委員) 私も PDCA をまわしていくことは大切なことだと思います。厳しく評価をすることも大事だと思っております。会長が言われました通り、住民の皆さんにどう還元されたかを受け止めることは大変重要だと思います。一方ではもう少しポジティブに評価を皆さんの中でされても良いのかなと資料を見ながら思ったところでした。震災等により着手できなかったものということで、住民主体のまちづくりの検討推進とか、職員の地域への参加促進というところですが、おそらく大綱を作られた時と震災があって当初イメージしていたのは違う形にはなっているとは思いますが、ただ今日の参考資料の中でも住民主体のまちづくりで動いている状況が入ったりしていますので、当初思っていたところとは違うんだけど、こういうことが震災を受けてもあったんだよということは、すごくポジティブに評価をしてもいいんじゃないかと思ったところでした。派遣・人事交流の育成でも、今は他自治体から派遣職員が来られていますので、そういう人たちと交流人材育成がされていったかということは、ポジティブに捉えても良いと思いますし、あと今日いただいた封筒にロゴマークを作ってみようという動きなど、震災前にはなかった動きがこの数年で多く動いたことがきっとあると思いますので、こういうのもポジティブに評価をしていただくのも良いのかなと思ったところです。最初に資料を頂いたときに、完了したものが 1 番上にあれば良いのになあと思ったところですが、ポジティブに内部で評価したものを表に出してみたり、その中で住民の方からこういう声をいただいたから自分たちは評価してますというような、そこまでしっかり入っていくと、最後は職員の方一人ひとりが改革大綱を意識して改革をしていくということに繋がると思いますので。

(会長) 今の意見に関連して言えば、行政の人事交流となると他の自治体の職員とか県庁とかが多いですが、益城町では大手のコンサルの職員が今は町の職員となっています。これは人事交流の最たるものでりっぱな人事交流ですので、こういうのを表に出すべきだと思います。やはり、民間から採用した職員でこんなに頑張っていますよと、それにつら

れて元々の職員もやっぱりがんばらなければいけないと思うわけで、今までの行政の範疇で見るのではなくて、もっと広い目で見れば変わってくるのではないかと思いますのでよろしくをお願いします。

(3) 第5次行政改革大綱前段部分について

《事務局から資料に基づいて説明》

(委員) タイトルに前段部分とありますが、後段部分とはなんなのか教えてください。3ページの人口推計の3つの線の意味を教えてください。4ページ目の総人口と高齢化の比率で高齢化率の定義というのは総人口に対する高齢者の数ということで解釈していいわけですよね。この総人口の数字と3ページの人口推計の数字が合っているのか教えてください。それと5ページですけれど、財政状況の町債の未償還残高がありますが、それと上の方の歳入に町税、地方交付税等の項目がありますが、通常起債を行う時には、地方交付税によって返ってくるという説明がよくしてありますけれど、今回の場合は、上の方の地方交付税の数値にすでに入ってきているものなのか、それともこれはその時にならないと額が分からないから判明した時点でその数字が反映されるのか教えてください。6ページの町債のところですが、残高推移というのは5ページの未償還残高と理念としては同じなんですよね。5ページの方の町債未償還残高の数値と6ページの町債残高推移の数値が同じとすれば、若干数値が違っていますのでその整合性はどうなっていますか。数値の確認をお願いします。

(事務局) 前段部分と後段部分とは、前段部分につきましては基本方針まで、後段部分につきましては個別の取組事項になります。基本方針を基に、個別にどういったものを取り組んでいくんだというのが後段部分になります。次に3ページの将来人口の推移につきましては、町が作成した人口ビジョンに基づくものです。オレンジ色は国の機関である社人研が想定している人口の推移です。真ん中の数字は町が独自に推計した推移です。36,000人ビジョンというのは、将来的な目標数値です。町としては、人口を36,000人までなんとかもっていきたいとなると、このような数値となります。これは、総合計画でも掲載されておりますので、行革大綱でも取り上げたということです。しかし現在の人口の動向については、この表の数値と乖離しています。現在、本町の人口は増加傾向にありますので、次の人口ビジョンを策定する時には、現行と違う形になるんじゃないかと考えております。特に区画整理、新住宅地の開発が進めば人口が減る割合がもうすこし少なくなるんじゃないかと思っております。だから町独自の人口推移の線が全体的に上がってくるんじゃないかと考えております。次の3ページと4ページの人口の整合性につきましては、持ってきている資料の出所が違いますので、確認をさせていただきたいと思っております。次に5ページの中期財政の見通しに中の1番上の町税、地方交付税の数値には、償還部分の地方交付税が含まれているかのご質問ですが、当然、起債の中には交付税措置がされるものも多くありますので、1番上の町税、地方交付税の数値はその交付税措置を見こしたと

ころの数値となります。よって、交付税措置を見こしても財源不足になることが予想されます。次の 6 ページの町債残高の金額がこの中期財政見通しの数字でなければいけないと思いますので、この数字は確認をさせていただきたいと思います。

(会長) 確認ですけど、3 ページの将来人口推計については、益城町独自推計というのはいわゆる人口ビジョンの数値ということですよ。では凡例は人口ビジョンと書いた方がよいと思います。あと、未償還残高については、地方交付税措置分は引いているということですか。

(事務局) 未償還残高については純粋に起債として残っている金額を表示しています。1 番上の町税、地方交付税等の数字のところに交付税措置がされる、未償還残高に対して将来的に交付税措置がされる金額が地方交付税の金額に含まれている数値となっています。

(委員) 返さなければならない金額が、未償還残高ということですか。

(事務局) その通りです。返さなければならない金額が、未償還残高ということです。

(委員) 交付税措置がされる見込みの金額が、1 番の町税、地方交付税等に入っていると。見込み通りくればこういう状況になるけれども、下回ればまだ危機的な状況になるということですよ。

(事務局) 交付税措置の割合というのは、だいたい決まっておりますので、金額の割合に応じた数字は、間違いないと思います。

(委員) 益城町の人口推移ですけど、社人研の見通しは何もしなかったらこのような形になる、人口が減少していくと公表されました。そのような中で、益城町としては先ほど話がありましたように、令和 3 年度から西地区の 24ha の区画整理が本格的に工事が始まります。今月から工事に着手をするということで、3 年計画で仕上げるという地権者説明がありました。今後はどんどん家も建っていくと思いますし、また個人の地権者の皆さんもアパートを建てたりいろんな計画がされておりますので、人口推移につきましては若干数字が変わってくると思います。それと都市計画マスターにおいてグランメッセ木山線の南側は、木山から惣領までの区間を住宅エリアという形で指定をされまして、今後は益城町としては地震からの創造的復興ということで、人口は徐々ではありますけれど増えていくのは目に見えていると思います。そのような中で、人口が増えると財政も、西地区だけでも相当な財源、税収が見込まれるというふうに思っています。それと東地区・中地区が今後進んでいけば、益城町も人口が増加し、財源の確保というのもできてくるのではないかと考えております。それから 1 番最後の改革目標ですけど、目標 2 に財政基盤の強化と自主財源の確保というのがありますが、これは重要なことだと思います。それから目標 3 の行政サービスのさらなる向上と事務事業の見直しということで、これは今までも町の施設が民間委託をされております。これに対しまして、民間委託をしたから職員を今までいた施設から本庁に戻すと。そしてどれだけの効果があったかというのも検証をしていかなければならないと思います。今後民間委託をする対象の施設もございま

すので、しっかり検証しながら進めていただくならと思います。

(会長) 人口ビジョンを作らせておいて、昨年あたりからどうも使うのは社人研の数値ということをちらほら聞いていますので、次の人口ビジョンに人口増の動向を入れておかないといけないと思います。

(委員) 8 ページですが、将来負担の推移ということで平成 29 年度は 0% となっていますが、この理由を教えてください。11 ページの総合計画のアンケート調査ですが、満足度と関心度というのが、行政運営への住民参画の推進については、関心度は非常に高いですけれども満足度が低くなっているのでここについては検討する必要があるのかなと思います。13 ページの目標 2 財源基盤の強化・自主財源の確保についてですが、もちろん自主財源の確保は大事なことです。同時に支出の抑制というのも行っていく必要があるのではないかと考えます。固定化された支出がたくさんあると思うんですけど、その見直しあたりも行革の中で謳いこむ必要があるのではないかと考えたところです。目標 3 の行政サービスの向上ですが、ここに書いてあることが職員だけでできるのか、もしくは民間委託等もうまく取り入れながら進めていく必要があるのではないかと思います。前回の会議の中でもデジタル化の中で、専門の職員数が足りないんじゃないかというご意見もあったと思いますが、民間委託だけでやってしまう、もしくは職員だけでやっていくのではなくて、合わせてやっていくのが効率的ではないかと思います。目標 4 ですが人材育成・能力開発という部分で、1 か月ほど前でしたかラジオを聴いていたらある女性の方が、熊本地震に関するインタビューでしたけれども最後に益城町の女性職員で防災士というふうに紹介されました。益城町では確か防災士の資格取得に係る費用の補助金を出していたかと思いますが、こういった受講料に関する補助は職員もやっておられるのか。例えば益城町住民だけなのか、もしくは益城に住んでいる職員だけなのか、大勢の職員が益城町以外からも通勤されておられますので、非常に大きな震災を受けた町としては防災士の資格を持っている職員がいるというのはかなり大きなアピールポイントになると思っております。

(事務局) 8 ページの将来負担比率の推移で平成 29 年度が 0% になっているのは、平成 28 年度に復興基金が町に 17~18 億円交付がありましたので、その影響で将来的な負担が平成 29 年度には 0% になったということです。13 ページの自主財源の確保ですが、委員が言われるように自主財源の確保と合わせて歳出の見直しも行っていく必要がありますが、歳出の方で見直しを行うものにつきましては震災関連の事業はなかなか見直しというわけにはいかないところで、どうしても今やる必要があるものが多い状況にありますので、こういう厳しい状況にあっても進めていかなければならない状況です。震災関連の事業に対しましては身の丈にあったものを進めていかなければいけないと考えております。そのような中で、経常的、義務的な経費の中で一番大きいのは人件費になると思いますので、今回の行革の中にも令和 7 年度で職員数を地震前ぐらいに戻す計画ですので、その部分の経費については当然人員削減を図りながら人件費の削減を図る考えです。

で、人件費については削減できるようにしっかり行っていきたいと思います。歳入の分についても、ふるさと納税が令和 2 年度におきましては、たくさんの方の寄附を頂いたところですので。3 年ぐらい前は、7 千～8 千万円だったものが、昨年度は 14 億 5 千万円程度寄附を頂いており、7 億近くは留保財源として残ることになりますので、このふるさと納税についてある程度この金額の寄附が維持できるようにしっかり取り組みを進めていきたいと考えています。次に 13 ページの目標 3 の行政サービスのところですが、職員だけでここに書いてあることができるのかということですが、特に行政サービスのデジタル化については、職員が専門的知識を持っているわけではございませんので、職員だけではおそらく無理だろうと思います。当然、民間のアドバイザー等を含めた形で検討していかなければいけないと思います。あるいは職員採用についても、情報関係の職員を専門職として採用する必要があると思っております。目標 4 に関連した防災士につきましては、一昨年度は町民及び若手職員が防災士の資格を取っています。昨年度は行っていなかったと思いますが、本年度からは継続的に町民及び職員の防災士取得の支援を行っていくつもりでございます。また、専門的知識は防災士ばかりではございませんので、先ほど申し上げた情報関係、あるいは震災の時には特に土木関係の専門職員の不足が生じたので、その辺も含めて職員採用については専門職の採用を定期的に行う必要があると思っております。

(会長) 今の委員の質問ですけれども、官民分業、若しくは共同で行うんだけれども、ノウハウ等かなり差がありますが、基本は官民分業だと思います。あとはやはり委員言われましたとおり、行財政改革なので歳出抑制あるいは歳出削減という文言がどこかにあったほうが良いと思います。確かに人的資源の最適化とはありますが、ここでは単に職員の頭数しか言っていないので、そうではなくて財政が硬直化しつつあるだけけれども、やはり出すべきところに出すんだということですから、今までは出したけれどもそれは既得権ではありませんよ、やはり町の財政に合わせて変えていくぐらいのことが必要だと思いますので、どこかこの改革目標の中に歳出抑制に近いような文言を入れていただけたらという気がします。

(委員) 9 ページの職員数の推移ですけれども、例えば令和 2 年度の 388 人から令和 3 年度 370 人というこの数字には、正職員とか、派遣職員、任期付職員、会計年度職員が入っているのでしょうか。11 ページのアンケート調査についてですけれども、無作為に 3,000 人抽出したということは、人口の約 10%を想定してされたのかなと。その中の回収率が 26%というのは、益城人口のトータルとしては 2.5%となりますが、2.5%のアンケート結果というのは、精度と言いますか、そのアンケートの結果出てきたものというのは町民の意見を反映しているというふうに理解でき得るのかどうかその辺を確認させてください。

(事務局) 9 ページの職員数につきましては、正職員の数です。派遣職員、会計年度職員は含まれていません。アンケート調査結果につきましては、総合計画策定時のアンケート

調査になりますが、その数字の妥当性につきましては私どもの方ではわかりませんが、回収率につきましては統計上ではこの数字でも結果を求めるのは十分だろうなと思っております。回収率が低いように思われますけれども、この数字でもある程度の方向性はおそらく出せるんじゃないかと思っております。

(会長) アンケートについてですけど、行政は回収率を出すんですが、本来は有効回答率を出すべきだと思います。つまり、アンケートに回答しているんだけど、厳密に言えばすべてきちんと回答していないと有効ではないんですよね。ですから、回収率とできれば有効回答率を出してもらえると、どの程度の正確なデータかが分かると思いますので、できれば数字をチェックしてもらえればと思います。

(委員) 今、前段部分から後段部分をまとめられていると思いますが、今回の行政改革大綱自体が、行政がこう変わっていきますよという宣言をする大綱に近いかなと思います。それはもしかすると、総合計画はまちづくりの主体は住民の皆さんが主役ですよ、なので皆がやることを役場として代表して書いているという書き方になっているんですけども、これは行政改革大綱なので我々はこう変わっていきますよというふうな宣言かなと思います。そういったことでいくと、改革目標の1つに協働のまちづくりの推進とありますが、ここはもう少し主語をクリアにして目標にセットをした方が良いかなと思います。この4つの項目でいかれるのであればこのままでも良いですが、目標3とか4につきましてはすごく分かりやすいですよ。目標1についてはふんわりした書き方になるので、協働のまちづくりに向けてこうやっていきますよ、より開かれた役場づくりを進めるんだという方が、行政改革大綱の目標としては何かフィットするんじゃないかなと思います。あとこの前段部分の目標は、行政の職員が、1ページにある通り、お一人おひとりが変わるんだという思いだと思いますし、住民の方々も職員は変わるんだなと思えることだと思います。僕らも業務改革をやる時に、前回もお話ししましたがホラーストリーだけを書いて業務改革するのはなかなか大変で、こんなふうに変わっていきますと夢物語るを書いても良くないので、せつかく検証でやれたことがたくさんあるのでこんなふうに変わっているんです、たぶん現状としてはかなり厳しい行財政改革を行っていかなければならないという認識ですというのが現状の結論だとは思いますが、その中で第4次行政改革に沿ってもそうですし、震災のあともそうですし、こんなに変わってきているんです、これを糧にして住みたい町にしていくんですという変わりつつあるんだぞというのは、この前段に入れるというわけではありませんが、いろんな説明資料を作る時、意識して押し出していった方がむしろ役場の職員さんの中では乗り遅れちゃいかんな、俺も変わるぞというみたいなのところを押してあげる、住民の皆さんもそういう役場の動きに乗っていくぞというふうに思っていたかというふうなものが第3章にあっても良いのではないかなと思います。

(会長) 今、委員が言われたことは大切なことで、ある意味いろんな目標を行政改革大綱がイメージするゴールラインを青写真で示して、それを時系列的に今はこのレベルです、ある

いはこのレベルまでできていますとか、そういうのがあるとここを目指して今はここなんだということが分かりますし、行革大綱というのは、行政サイドが私たちはこういう行政を目指しますということなので、その中で今このあたりですとは自己評価できるわけですから、そういった形で何かしら住民に伝わりやすい形にすると良いと思います。あと目標1の主語につきましてはその通りだと思います。

(4) 第5次行政改革大綱重点取組事項について

《事務局から資料に基づいて説明》

(委員) 目標4の1組織・機構の見直しの中の⑤ですけれど会計年度職員の適正化を図るとともに、業務の専門化にともない行政業務に精通している職員や専門的な知識を有する職員を積極的に任用するとありますが、これに関連して、益城町の障がい者雇用ですが、この前公表がありましたけど達成できていませんが、これについてどのようなお考えをお持ちか伺いたい。

(事務局) 確かに障がい者雇用につきましては、法律で雇用の率が決まっています。実質上、本町はその数値を下回っています。その要因の1つは震災があって職員数が相当増えていますので、求める分母が大きくなったため障がい者の雇用率が下がっています。もう1つが、今はまだ仮設庁舎で業務を行っていますので、バリアフリー化されておらず執務室も狭いということで、障がい者の方が働く場として適していないという状況があります。ただ新庁舎になると、そのようなことが解消されると思いますのでその時は達成できるのではないかと考えております。労働基準監督署から、障がい者雇用率の未達成の状況について指導は入っておりますが、益城町の現状をお話ししているところです。しかし、法律上定められていますので、今後障がい者雇用について積極的に進めるべきだと思いますし、この実施内容の次に具体的な策を作成しますのでその中に当然障がい者雇用の促進というのは入ってくるかと考えております。ところで、今ご説明申し上げた改革目標個別取組の次に、具体的に何をするのか、どういう効果があるのか、そのスケジュールまで明示する予定です。そこまで作成したものが、公表用の行革大綱となります。具体策等につきましては、5月10日(月)にPT会議で協議する予定です。

(会長) 障がい者雇用につきましては、法令に基づくものになりますので、新庁舎供用開始前年度に雇用するというスケジュールで、何名この部署でというのはちゃんと議論していた方が良いでしょう。

(委員) 後段部分と言われる取組一覧ですけれど、この委員会としてはどの程度この内容について関与するかというのが分からないところがあります。先ほど言われた職員用というのになるとかなり内容が深くなると、それに対するいろいろ意見を述べるのかどうか、その時に時間的なことも含めて、委員会としてはどのような関与の仕方があるのかなと、ちょっと見えないところがありますのでご回答をお願いします。あとこの項目については、これ以上増えるとか統合させるとかそういったこともあり得るかどうか、そういつ

たところまで委員会として意見が言えるのかどうかそれも含めて今後の動きとしてお尋ねします。

(事務局) まず2つ目の質問から回答します。項目としては、この39項目で事務局及び町としてはいきたいと考えています。統合等については、今のところ考えておりません。これに基づいて、具体的な案等を作成するということをございますので、ここがブレてしまうと、具体的な案等が作成できませんので、一応この案でいきたいと考えています。あと委員の立場につきましては、次回の会議にこの項目について詳細な具体策等を出しますので、それで良いのかというところを委員さんから意見をいただきたいと思っております。

(会長) おそらく庁内の策定推進体制の議論を受けて、委員会で審議するという形になるのかなというふうに思っております。委員会の審議結果によっては差し戻す可能性もあると。そして最終案を、この委員会で議決を取って答申へ向かう流れだと思いますので、おそらく次回以降も庁内の検討会議で出てきた具体的な案についても、やはりこの委員会で検討した方が良いでしょうという分については議題としてあげていただくと、あるいはこちらの方からこの点については議題にあげてくれといった形で双方でコミュニケーションを取りながら行革大綱を作っていくという流れになると思います。

(委員) 資料⑤の1の3ですが、協働のシステムづくりの中の第3次益城町男女共同参画計画の推進で、多分個別計画の中に具体的な数値が入ってくるとは思いますが、以前から女性比率を30%までもって行きましようと言われていましたので、そこはちょっと考えていただいて是非そこまでもって行っていただきたいと思っております。それに先駆けて各種委員会のみならず職員の女性の管理職への登用ですが、今年も審議員さんが何人かおられますので課長級ということではありますけれど、政策決定の場にも女性の意見というのは非常に大事になってくると思いますので、ここは是非町自ら率先して男女共同参画を推進していただけたらと思っております。次のページの2の自主財源の確保のところの4の有料広告の推進ですが、実施内容を見てもとすると公有施設等を活用した広告料の収入となっておりますので、これは看板とかそういうものを想定されているように感じたんですけど、例えば以前から封筒であるとか、ホームページのバナー広告とかこういったものも検討されたり、実施されたものがあると思うので、個別の実施取組に入ってくるとは思いますが、ちょっと考えていただければと思います。

(事務局) 女性委員の管理職への登用については確かに少ないのは事実です。これについては、町としても積極的に進めて行かなければならないと思っておりますし、女性職員の管理職への登用につきましては町長の方も気にされておられますので、女性職員の管理職登用の研修を実施していきたいと考えています。

(委員) この資料④の歳出抑制・合理化の項目が1項目で、人によっては少ないんじゃないか、ここをしっかりとやったうえではないかなという意見があがってくるんじゃないかなと思いました。個人的な意見ですけれども、あんまり抑えろ抑えろというものもどうか

思っておりますが、この項目の構成自体はすごくいいんじゃないかなと思います。しかし、そういうご意見が出てくる可能性があると思いますので、前段部分の中に基本的な姿勢として入れるのもいいですし、先ほどの話にもありましたように歳出を抑制して、自主財源も確保して稼いでいくんだと、そのための改革ですということでもどこかでしっかり打ち出したり説明、評価をしたりするとすればご納得いただけると思うので、ここはちょっとあった方が良くないかなと思いました。もしかしたら作り方として、幼稚園・保育所のあり方の検討とか時間外勤務管理の徹底とかは人件費の削減にも繋がるので、再掲というかたちに入れても良いのかなと一瞬思ったんですけど、町としての今の姿勢はこうですよと出すのはいい場所だという気がするので、説明の方でしていくのもいいのかなと思います。

(会長) これは行政改革大綱なので、結局は住民が関心を持っている部分をどこに位置づけるか、どこに書くかということだと思います。どこに書くか、どのジャンルに書くかということは、かなりインパクトが違うと思いますので、現在の39項目を変えないということは構いませんので、あとはどの改革目標、推進項目が適正なのか、あるいはどの項目に39項目をぶら下げるのが適正なのか、その辺は見せようによると思います。見せ方がうまいとなかなかやっているなということにもなるし、見せ方が悪ければ何をやっているんだとも成りかねませんので、見せ方についてもご検討いただければと思います。

(5) その他

(委員) もう一度念を押しておきたいと思いますが、第4次と第5次ですが、第5次というのが主役になるのは分かりますが、第4次の総括といいますか、第4次を振り返った時にどうあるべきだったかというのも内部で整理しておいて欲しいと思います。それを受けて第5次となりますけれど、第4次というのはどうだったのかな、地震を受けていろいろありましたけれどもその中でもいろいろ学んだこととか、当初想定していたこととは違った展開になって組み直したところもあると思いますので、そういうところもきちんと押さえていただければいいだろうと思いますので、そのところをよろしく願います。

(会長) 委員が言われたことは非常に大事なことだと思いますので、震災が起きましたけれども、第4次行革大綱を作ったのは確かなので、それについての検証をしっかりして第5次に繋げるという流れになると思いますので、再度その辺については担当課に対してきちんとチェックするように指示していただければというふうに思います。

4 閉会